

(公印省略)
食生衛第810-3号
令和3年5月17日

関係各位

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県まん延防止等重点措置の実施について (依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年5月14日(金)に開催しました、第46回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県まん延防止等重点措置を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、上記措置に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

ーまん延防止等重点措置の主な内容ー

(1) まん延防止等重点措置の実施期間

令和3年5月16日(日)から6月13日(日)まで(29日間)

(営業時間短縮要請期間：同上)

(2) 重点措置の区域等

措置区域：前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、
富岡市、安中市、玉村町(10市町)

措置区域以外：上記以外の25市町村

※詳細は『群馬県まん延防止等重点措置』を御確認ください。

担 当：生活衛生・動物愛護係
T E L：027-226-2445
F A X：027-220-4300
e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp